

特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可等に関する説明会

令和3年5月に特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」）の一部が改正され、気候変動による水災害の激甚化や頻発化を踏まえ、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策を行う「流域治水」の実効性を高めることが可能となりました。

これに伴い、南アルプス市、中央市に位置する横川他4河川及びその流域を令和7年9月に特定都市河川に指定※し、指定日から同法に基づく規制を開始する予定です。

本説明会では、関係する事業者の皆様を対象に、法の趣旨、規制内容及び許可手続き等に関する説明を行います。

※指定の概要・範囲等のチラシは県治水課HPをご覧ください。

■対 象 事業関係者（建設、不動産、農林、電気、運輸 等）

■開催日時 令和7年 5 月 1 5 日（木）

【午前の部】 1 0 時～1 1 時（開場： 9 時 3 0 分）

【午後の部】 1 4 時～1 5 時（開場：1 3 時 3 0 分）



みんなで取り組もう
流域治水

■開催方法 会場とオンライン併用

【会 場】山梨県防災新館4階409会議室（甲府市丸の内1-6-1）

【オンライン】Microsoft Teams

■説明内容 ・ 特定都市河川浸水被害対策法の概要
・ 雨水浸透阻害行為の規制内容、許可手続き 等

雨水浸透阻害行為の許可とは、雨水の浸透を妨げる行為を行う際に必要な許可です。
例えば、大規模な（1000m²以上）土地開発や舗装などが該当します。

■申込方法 期日までに申込みフォームからお申込みください。
（以下URLまたはQRコード）

<https://forms.office.com/r/eNVnUcfqWp>

申込期日：令和7年 5 月 8 日（木）



《留意事項》

【会場参加者】

- ・ 定員（各部80名）になり次第オンラインでのご案内になります。（先着順でのご案内）
- ・ 駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・ お車でお越しの場合は、できるだけ乗り合わせのうえ、ご来場ください。

【オンライン参加者】

- ・ 開催前日までに説明資料と接続URLをご登録メールアドレスに送付する予定です。
- ・ 通信環境がひっ迫する可能性があるため、説明時はカメラとマイクをオフにさせていただきます。
- ・ マイクやスピーカーの関係で、音声聞き取りづらい場合がございますが、ご了承ください。



【お問合せ】山梨県県土整備部治水課

<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui>

TEL : 055-223-1702 MAIL : chisui@pref.yamanashi.lg.jp

治水課HP

